

きたかたプレミアム付商品券 取扱参加店を募集します!!

発行総額 2億8000万円

会津喜多方商工会議所およびきたかた商工会では、喜多方市との共催により新型コロナウイルス対策による消費喚起事業として「きたかたプレミアム付商品券」発行事業を実施します。喜多方市内の全事業所が対象となりますので下記要項をご確認のうえお早めにお申し込みください。

【参加資格】

参加店募集要項

- (1) 喜多方市内に事業所または店舗があること。 ※主催団体の会員・非会員は問いません。
- (2) 商品券による引き換え販売が可能な事業所または店舗であること。
- (3) 誓約書に同意できる事業所または店舗であること。

※対象外業務 ①喜多方市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員及び同条第3号に掲げる暴力団員等と密接な関係に有すると認められるもの ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号で定める性風俗関連特殊営業を行うもの ③特定の宗教又は政治団体と関わるもの ④公的秩序に反する営業を行うもの ⑤その他主催者が不適当と認める営業を行うもの

【申込方法】

登録申請書に必要事項をご記入のうえ、原本と添付書類注1を添えて会津喜多方商工会議所またはきたかた商工会へ直接ご持参のうえお申し込みください。(平日午前9時～午後4時まで受付) ※FAX 不可

注1 ①振込先の通帳の写し ②飲食店においては営業許可証等の写し

【募集期間】

1次募集締切: **令和4年4月27日(水) 午後5時まで**

※1次締切時点での参加店一覧チラシを作成し全戸配布の予定です。締め切り後のお申し込みは随時受け付けますが、チラシへの掲載はできませんので予めご了承ください。ホームページでの掲載・紹介となります。

【費用負担】

参加店舗の登録料および換金手数料等の費用負担は一切ありません。

【利用期間】

本商品券の利用期間は、令和4年7月1日(金)～令和4年10月31日(月)まで ※予定

【換金方法】

利用開始後の7月より月3回(概ね10日に1回)を予定しており、銀行口座振込か小切手(東邦銀行喜多方支店)振出のいずれかより選択できます。 ※ただし、大型店は銀行口座振込のみとなり小切手の選択はできません。

商品券の概要

(1) 発行総額 **発行総額2億8000万円** (40,000セット)

(2) 商品券仕様

1セット 5,000円で販売	6,500円	小規模店専用券:5,000円分 大・小規模店共通券:1,500円分	プレミアム率 30%
	さらに 飲食店専用 500円券 1枚 がついてきます。		

(3) 利用期間 令和4年7月1日(金)～令和4年10月31日(月)まで ※予定

(4) 対象商品 参加店が取り扱う商品・サービス ※ただし、下記の対象商品等は除く

■対象外商品等■ ①現金への換金 ②商品券・金券類(電子マネーチャージやプリペイドカード購入を含む)切手・印紙等換金性の高いもの ③たばこ ④出資および債務の弁済 ⑤国や地方公共団体への支払 ⑥振込手数料、公共料金の支払 ⑦金融商品・不動産 ⑧事業活動に伴う支払等 ⑨その他、主催者が指定するもの

(5) 販売対象者 **喜多方市民 (世帯単位での申込み)**

※令和4年5月中旬頃に申込はがき付チラシを全戸配布予定。販売方法についてもチラシにて詳しくご案内いたします。

■主催・お問い合わせ先■

※いずれも平日のみ(土日・祝日を除く)

<会津喜多方商工会議所>	〒966-0827	喜多方市字沢ノ免 7331 番地	TEL: 0241-24-3131
<きたかた商工会 本所>	〒969-3512	喜多方市塩川町字東栄町 1丁目 12番地 3	TEL: 0241-27-3202
<きたかた商工会熱塩地区センター>	〒966-0101	喜多方市熱塩加納町熱塩字西勝原丙 13番地 1	TEL: 0241-36-2733
<きたかた商工会山都地区センター>	〒969-4111	喜多方市山都町字蔵ノ後 940番地 1	TEL: 0241-38-2254
<きたかた商工会高郷地区センター>	〒969-4301	喜多方市高郷町上郷字前林戊 298番地 6	TEL: 0241-44-2306

■共催 喜多方市

きたかたプレミアム付商品券発行事業参加店登録申請書

喜多方市新型コロナウイルス対策消費喚起事業「きたかたプレミアム付商品券」発行事業の趣旨に賛同するとともに参加店募集要項ならびに誓約書を遵守し、参加店として申込みます。

所属団体	会津喜多方商工会議所	きたかた商工会	非会員
	※該当する箇所を○で囲んでください。		
事業所名			
チラシ掲載名			
店舗所在地	〒 - 喜多方市		
本店所在地	〒 -		
担当者			TEL
			FAX
換金方法 ※注1 銀行振込・小切手 いずれかより選択 してください。 ※ゆうちょ銀行を除く	<input type="checkbox"/> 銀行口座振込を希望します。 ※大規模店は口座振込のみとなります。		
	金融機関名		支店名
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号
	フリガナ 口座名義		
	<input type="checkbox"/> 小切手を希望します。(東邦銀行喜多方支店用)		
主な取扱い品	※複数商品がある場合は、2商品以内としてください。		
業種	小売業 飲食業 サービス業 建設業 製造業 その他()		
チラシ掲載分類	小規模店	大規模店※注2	飲食店
	※該当する場合は○で囲んでください。		

注1 換金方法については、銀行口座振込もしくは小切手のいずれかを選択できます。口座振込を選択した場合は通帳の写し(コピー)を添付してください。また、途中での口座変更や小切手への変更はできません。

注2 店舗面積が1,000㎡を超え、全国的に多店舗展開している店舗(俗にいう大型店)で本店所在地が市外にある店舗。なお、前述に該当してもその営業実態から主催者が小規模と相違ないと判断した場合はこの限りではありません。

※ 本申込書のデータを基に取扱参加店一覧チラシを作成いたしますので、事業所名等全て正確にご記入願います。なお、収集いたしました個人情報には本事業以外の目的には使用いたしません。

※ 同一店舗で支店・営業所等複数店舗を有する場合は、各店舗それぞれお申込ください。

誓約書

1. 商取引なく商品券の換金を行う直接換金を行いません。
2. 利用済みの商品券を再利用する他店転用行為は行わず、商品券裏面に押印のある商品券は受領いたしません。
3. お客様から有効利用期限の経過した商品券は受領いたしません。
4. 商品券を利用できない商品・サービスに対して、商品券での支払いは受けません。
5. 商品券利用によるつり銭は出しません。
6. その他一般的に不適切と考えられる取扱いや換金はいたしません。
7. 商品券を紛失した場合、全て自己責任といたします。
8. 換金・精算後の確認事項等については自己解決といたします。
9. 商品券の換金期限を過ぎての換金請求はいたしません。
10. 商品券利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合は、参加店の責務として解決に努めます。
11. 事務局からの実施状況アンケート調査に協力いたします。

当店は、参加資格における対象外業務ではないこと、上記1~11を遵守し、万一不正行為等が発覚した場合は、参加店の登録抹消となること、および取り扱った商品券の換金がされないこと、また、既に換金が完了したものについても返金することを誓約いたします。

令和 年 月 日 責任者氏名 印